

原発事故前から旧緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備（平成23年9月開業予定）をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目 営業損害に基づく逸失利益

2 期間 平成23年9月1日から平成25年12月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金404万6308円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

（1）第1項に掲げる損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

（2）申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年4月5日

（仲介委員 加藤俊子）